

五監公告第4号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年3月4日

五 泉 市 監 査 委 員
酒 井 俊 明
佐 藤 浩

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

市民課

3. 監査の期間

令和4年1月31日～令和4年2月21日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 時間外勤務手当について、時間外補助簿の記載誤りにより過払いとなっているものがある。返還の手続きを行い、今後は確認を徹底し適正な事務処理に努められたい。	過払いの時間外勤務手当につきましては、返還手続きを行いました。今後は複数の職員で確認作業を行い、適正な事務処理に努めてまいります。
② 管理備品（レセプト用書庫）について、五泉市財産事務規則第63条第1項で規定された不用決定の手続きを経ずに廃棄している。適正な事務処理に努められたい。	不用決定の手続きを行いました。今後はこのようなことがないように注意し、適正な事務処理に努めてまいります。